

取組内容	第8期の目標
医療・介護関係者等が連携時に必要な情報を共有できるよう、情報共有ツールの活用を支援し、促進に努めます。	すべての区において、医療・介護関係者が地域で充実又は作成すべきツールの検討を実施する。
PDCAサイクルに沿って地域実情に応じた柔軟な取組みを進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進めます。	すべての区において、課題への対応策が具体化され、実施・評価・改善をPDCAサイクルに沿って実施する。
<地域包括支援センターの運営の充実>	
(地域包括支援センターの資質の向上)	
地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた助言・支援を地域包括支援センターに対して行うとともに、必要な研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。	事業実施基準 [*] に基づく評価結果 目標値等:全ての地域包括支援センターが全ての基準を満たす。 ※総合相談の実施状況や地域ケア会議の開催状況など、地域包括支援センターの事業の基本的な事項に関する評価基準
(自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの推進)	
地域で活動する介護支援専門員が自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを推進できるよう支援することが重要であることから、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組めます。	自立支援等に資する地域ケア会議 [*] の推進 目標値等:各地域包括支援センターにおいて月1回以上実施 ※介護支援専門員による要支援者に係るケアプラン作成に関し、地域包括支援センターの専門職のほか多職種の連携による自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議
<認知症の人への支援>	
(認知症初期集中支援推進事業の推進)	
早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築し、認知症の人とその家族などの支援を包括的・集中的に行い、認知症の人の自立生活をサポートするため、認知症初期集中支援チームの活動を推進します。	医療・介護等の支援につながった割合 目標値:90%以上/年 ※介護保険サービスやインフォーマルサービスの他、本人に必要と考えられる何らかの支援につながったものを含む。 支援終了時における在宅生活率 目標値:80%以上/年
(オレンジサポーター地域活動促進事業の推進)	
認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族への支援を行う「ちーむオレンジサポーター」の仕組みを構築するとともに、認知症の人にやさしい取組みを行うオレンジパートナー企業の登録を増やしていくことにより、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに取り組めます。	「ちーむオレンジサポーター」数 目標値:2023(令和5)年度末までに300チーム

(2) 介護給付等に要する費用の適正化の推進

取組内容	第8期の目標
国民健康保険団体連合会のデータから、近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者に対してケアプランを作成する割合の高い事業所などへ直接訪問し、ケアプランが「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」をケアマネジャー(介護支援専門員)の同席のもと確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組みを支援します。	ケアプランチェック (居宅サービス計画) 訪問事業所数 2021(令和3)年度 172 か所 2022(令和4)年度 175 か所 2023(令和5)年度 179 か所
国民健康保険団体連合会に業務を委託し、同連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。	介護給付と医療給付との支払実績突合点検(医療情報との突合) 2021(令和3)年度 5,648 件 2022(令和4)年度 5,761 件 2023(令和5)年度 5,876 件
高齢者向け賃貸住宅に介護サービスの必要な人を住まわせ、過剰または不適切な介護サービスを行うケースに対応するために、一つの住所において多くの利用者に介護保険のサービスを提供している訪問介護事業者や居宅介護支援事業者の状況を国民健康保険団体連合会のデータ等を活用して把握し、重点的な指導を行います。	一つの住所で10人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護又は居宅介護支援事業者への実地指導数 2021(令和3)年度 75 か所 2022(令和4)年度 76 か所 2023(令和5)年度 77 か所
公平・公正な要介護(要支援)認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することにより的確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行います。	認定調査員等研修 2021(令和3)年度 17 回 2022(令和4)年度 13 回 2023(令和5)年度 15 回 保健師の同行・手話通訳者等の派遣 必要に応じて実施

2 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

大阪市では、総人口が減少する一方で、65歳以上人口は、2020(令和2)年からほぼ横ばいで推移した後、2025(令和7)年以降増加に転じることから、高齢化が急速に進展すると見込まれています。

大阪市の第8期介護保険事業計画の策定においては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年3月推計）」を、厚生労働省が示す方法により補正を行い、2021(令和3)年～2023(令和5)年に加え、2025(令和7)年、2030(令和12)年、2035(令和17)年、2040(令和22)年の人口推計を行うこととしました。

その結果、大阪市における高齢者人口（65歳以上人口）は、2023(令和5)年度には、前期高齢者（65歳以上75歳未満の高齢者）が29万1000人、後期高齢者（75歳以上の高齢者）39万2000人、合計では68万3000人と推計し、高齢化率は、2023(令和5)年度には、25.3%、2025(令和7)年度には、25.3%、2030(令和12)年度には、26.1%、2035(令和17)年度には、27.8%、2040(令和22)年度には、30.6%となります。（図表10-2-1、10-2-2参照）

図表10-2-1 高齢者人口の推計

	第7期計画期間			第8期計画期間			2025	2030	2035	2040
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	(令和7) 年度	(令和12) 年度	(令和17) 年度	(令和22) 年度
高齢化率	25.3%	25.2%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	26.1%	27.8%	30.6%
高齢者人口(千人) (第1号被保険者数)	686	687	688	686	685	683	680	689	719	768
前期高齢者	335	328	325	314	303	291	268	277	324	369
全体に占める割合	48.9%	47.7%	47.3%	45.8%	44.2%	42.6%	39.4%	40.2%	45.1%	48.0%
後期高齢者	351	359	362	372	382	392	412	413	395	399
全体に占める割合	51.1%	52.3%	52.7%	54.2%	55.8%	57.4%	60.6%	59.8%	54.9%	52.0%

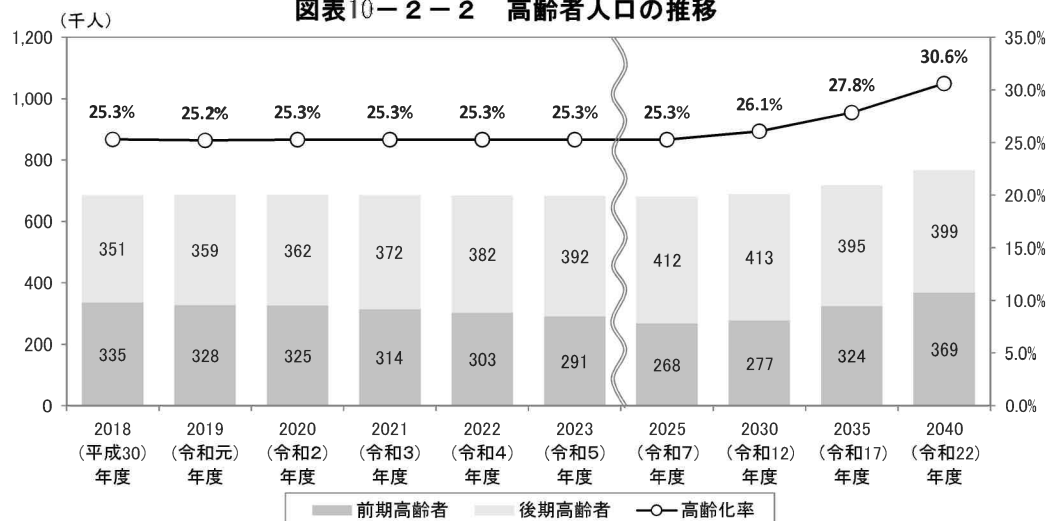
(参考)

40～64歳人口(千人)	905	914	919	924	929	934	944	926	874	806
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※高齢化率：第1号被保険者数／推計人口（大阪市福祉局の推計による）

※2018(平成30)・2019(令和元)年度は9月末の第1号被保険者数実績。2020(令和2)年度は見込数値

図表10-2-2 高齢者人口の推移



7 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み

(1) 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用（利用者負担分を除く）の見込み

第8期介護保険事業計画期間における各サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険給付にかかる費用を算定し、その他費用として、高額介護（介護予防）サービス費、審査支払費、特定入所者介護（介護予防）サービス費等を算定しました。

なお、地域支援事業にかかる費用については、2017(平成29)年度以降、総合事業と包括的支援事業・任意事業それぞれに上限額が設定されています。

第8期介護保険事業計画では、過去の実績や高齢者数の伸び等を考慮の上、各年度の地域支援事業にかかる費用を見込んでおります。(図表10-7-1、10-7-2参照)

図表10-7-1 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み

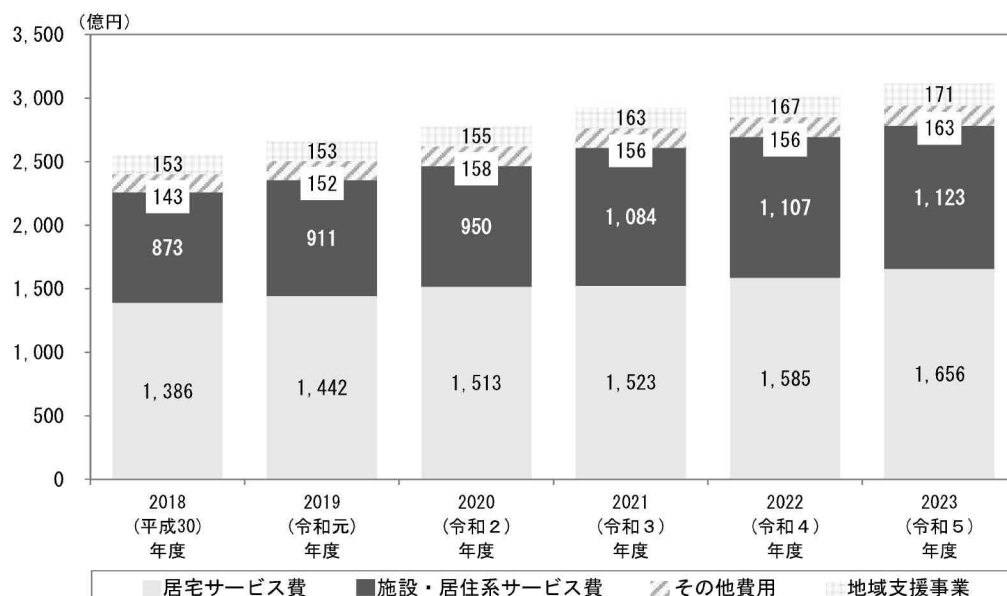
(単位：億円)

	第7期計画期間			第8期計画期間			第8期 合 計
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	
介護保険給付（計）	2,402	2,505	2,621	2,763	2,849	2,942	8,554
居宅サービス費	1,386	1,442	1,513	1,523	1,585	1,656	4,765
施設・居住系サービス	873	911	950	1,084	1,107	1,123	3,314
その他費用	143	152	158	156	156	163	475
地域支援事業（計）	153	153	155	163	167	171	501
総合事業	110	106	102	106	109	112	326
一般介護予防事業	2	2	2	2	2	2	7
包括的支援事業・任意事業	42	46	51	55	56	57	168

※2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績。2020(令和2)年度は見込数値。

※数値は1億円未満を四捨五入しているため、計に一致しない。

図表10-7-2 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の推移



（３）第１号被保険者（６５歳以上）の保険料

介護保険給付に要する費用は、50％を公費（国・府・市）で負担し、残りの50％を保険料（23％を第１号被保険者の保険料、27％を第２号被保険者の保険料）で負担します。

「（１）介護保険給付及び地域支援事業に係る費用（利用者負担分を除く）の見込み」で算出した2021(令和３)年度から2023(令和５)年度の費用額に基づき、第１号被保険者の介護保険料基準額（第６段階）を算定しますと、月額8,094円（現行月額7,927円）となります。

第８期介護保険事業計画については、後期高齢者数の増加により要介護認定者数が増えることや、介護報酬のプラス改定などにより、介護サービス給付費の増加が見込まれ、736円の上昇となりますが、保険料段階の多段階化や介護給付費準備基金の取崩しにより、▲569円を引き下げ、第７期介護保険事業計画と比べ、167円、2.1％の上昇となっています。

※ 将来の給付費等にかかる費用額を現状の給付費等の伸び率による自然体で推計したところ、2025(令和７)年度は約3,200億円となり、それを基に保険料基準額を試算すると、月額は9,300円程度となります。